

校庭開放の使用ルール

目的

○地域の子どもの健全な遊び場・スポーツの場の提供

【開放する日時】

- (1) 開放日 原則として平日（月～金）第2・4土曜日、第3日曜日
- (2) 開放時間 放課後の時間（授業終了から夏場は4時30分、冬場は4時まで。）

※平日の開放日は学校により異なります。

※土日祝・長期休業期間などの学校休業日は原則として利用できません。

【利用対象者】

本校（千草台東小学校）に在籍する児童とその保護者等。（同伴幼児を含む）

【遊び方・ルール】

- ・児童は一度帰宅してから利用する。
- ・利用中の事故や利用者同士のトラブルは、学校及び教育委員会では責任を負いかねます。お子様のけがなどが心配な場合は、保護者等が付き添うなどの対応をご検討ください。
- ・原則として、保健室の利用はできません。利用中のけがの対応は、ご家庭でお願いします。また、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象とはなりません。
- ・授業や学校行事等の支障にならないように利用してください。学校教育に支障が生じる場合には、学校の判断により利用場所の制限や利用のお断りをする場合があります。
- ・雨天時等で校庭の状態が悪い場合は、運動場内に立ち入らないでください。
- ・アフタースクール等の団体も校庭を利用していますので、団体が優先です。利用する時には、他の利用者と譲り合い、安全に利用できるようにしましょう。
- ・他の利用者や近隣の方に迷惑や危険が及ぶ恐れがある行為は禁止します。
- ・校舎や体育館等、建物内に無断で立ち入ることはできません。
- ・学校の施設・設備に損害を与えた場合は、速やかに学校に連絡してください。
- ・学校敷地内の飲食（水分補給を除く）はできません。おやつを持ち込みは禁止します。ごみは持ち帰りましょう。
- ・自転車で来る場合は自転車置き場（プール横）に並べて駐輪しましょう。小学校敷地内では自転車を押して移動します。また、校庭には自転車を入れません。
- ・ペットは連れてきません。
- ・アフタースクールのお友達とは遊びません。
- ・ゲーム機の使用、硬いバット（金属・木製）やボール（軟式）を使った野球は禁止します。